

別表(第5条関係)

事業区分	補助事業者等	採択要件	補助対象経費 (事業内容)	補助率
1 有害鳥獣の侵入防止対策支援事業	宇城市内に住所を有する農業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宇城市内の耕作する農地等</li> <li>2 国及び県補助事業の対象とならない農地等であること。ただし、国及び県補助事業の申請をしていないが、整備の緊急性が高い農地等を除く。</li> <li>3 市税等の滞納がないこと。</li> </ol>	農作物の鳥獣被害防止のために設置する、侵入防止柵等の購入に要する経費	予算の範囲内とし、補助対象経費の1/3以内の額(100千円を限度とし、千円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。)
2 有害鳥獣捕獲わな設置事業	宇城市内に住所を有するわな免許を取得した農業者であって有害鳥獣捕獲許可を受けたもの又はわな免許取得者で有害鳥獣捕獲許可を受けたものであって農業者から委託を受けたもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 わな免許取得者が営農する宇城市内の農地等にわなを設置すること。</li> <li>2 国及び県補助事業の対象とならないこと。</li> <li>3 市税等の滞納がないこと。</li> </ol>	農作物の鳥獣被害防止のために設置する、捕獲わなの購入に要する経費	

